

こませ網漁業操業に係る安全確保について

第六管区海上保安本部

本年も備讃瀬戸海域におけるこませ網漁業の漁期（1月15日～11月30日、盛漁期3月～6月）に入りました。

こませ網漁船及び備讃瀬戸海域を航行する一般船舶は、海上交通安全法、海上衝突予防法を履行するとともに、特に下記事項に留意し、現場海域においてしょう戒業務にあたっている巡視船艇の指導に従って安全確保を図ってください。

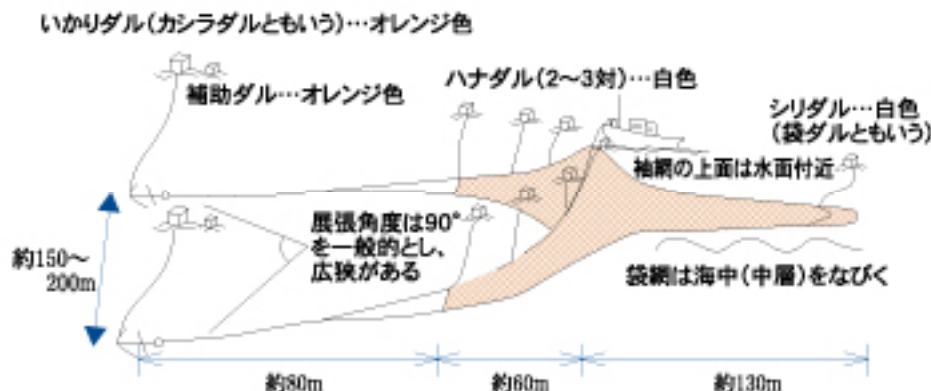
1. こませ網漁船

- (1) 通航船舶の**動向に十分注意**すること。
- (2) 通航船舶が航路を安全に航行できるよう**可航幅を保つ**こと。
- (3) 法令等に基づく**灯火、標識を確実に掲示**すること。

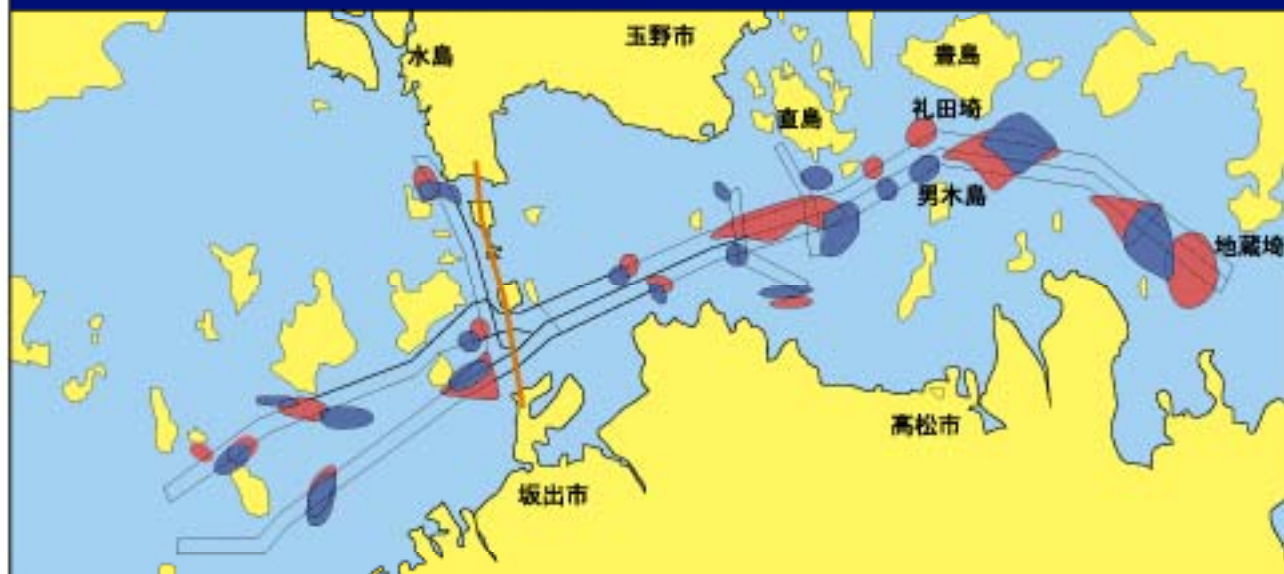
2. 一般船舶

- (1) こませ網漁船及び他の船舶の**動向に十分注意して航行**すること。また必要に応じ備讃瀬戸海上交通センターから、こませ網漁船に関する**情報を入手**すること。
- (2) こませ網漁船の付近を航行する場合には、**減速して航行**すること。
- (3) **巨大船**は、備讃瀬戸海上交通センターから、こませ網漁船に関する**情報を確実に入手**し、必要に応じ**注意喚起信号を早めに発する**等十分注意して航行すること。

記



法定航路周辺の主要操業状況



<連絡先>

備讃瀬戸海上交通センター ・電話 0877-49-2220 <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/>
・ファクシミリ 0877-49-1199 (ガイダンス)
・ファクシミリ 0877-49-3344 (直通)

(留意) ファクシミリ 0877-49-3344 (直通) において、呼出音のみでFAX信号に切り替わらない場合は、「操業状況の調査中」です。

「こませ網漁船操業図」はファクシミリ(直通0877-49-3344)から入手することができます。

「Fyke net fishing operation figure」 can be got received by FAX (Direct number 0877-49-3344)

【例示 Example】

